

平成 26 年 (ワ) 第 29256 号 損害賠償請求事件

原 告 阿 部 宣 男

板橋区 松 崎 参

準 備 書 面 (9)

平成 28 年 3 月 18 日

東京地方裁判所民事第 37 部合議 A 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 澄



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



はじめに

原告は、原告準備書面（8）「第3 被告による真実性主張の根拠に理由がないこと」の中で「3 被告が真実性の根拠とする板橋区作成の乖離報告書（乙2）も信用に値しないこと」を論じ、そしてこの中で（4）として「④乖離報告書が掲示するDNA検査も信用に値しないこと」を詳論した（同書面24頁以下）。

ここにおいて原告は、「乖離報告書においては検体の羽化確認日と検体の採取日が記載されているが、そもそもDNA調査で用いられたホタル検体が、ホタル館で羽化したホタルか否かについての検証するための資料は一切残されておらず、関係資料を比較して総合的に検討すると、仮に、DNA調査で検体とされたホタルが大熊町のホタルではないとすれば、調査当時ホタル館を管理していた（株）自然教育研究センターが持ち込んだホタルがDNA調査で用いたとしか考えようがない」と主張した（26頁以下）。

今般別件訴訟において板橋区が原告の主張に沿う内容の主張をしたので、以下の点について論ずる。

1 原告主張を支える板橋区の主張

別件訴訟（東京地裁平成26年（行ウ）第274号）において板橋区から提出された準備書面（甲139）では、板橋区も原告の主張内容に沿う書面を提出した。その論述は以下のとおりである。

「被告（注：板橋区）が平成26年1月27日にホタル施設の生息調査を行ったところ、生存が確認されたのは、ホタル（幼虫）2匹、カワニナ（ホタルの餌となる貝）は85匹であった（なお、これを基にした施設内全体に生存する推定個体数はホタル23匹、カワニナ963匹である一証拠略）。その後羽化した（成虫

になった) ホタルの数を実際に数えたところ、211匹(平成26年9月14日現在)というものであった(証拠略。なお、この数字は1月の推定数と乖離しているが、その原因は、1月の調査後にホタル施設にホタルが持ち込まれたことによるものである。)。(甲139・2頁)

このとおり、板橋区は、原告がホタル館から離れた後、自然環境研究センターのもとでホタルの持ち込まれたことを認めている。この持ち込まれたホタルが211匹の中にいるのであり、その中からDNAの検体が選ばれていったわけである。

乙2の乖離報告書において、DNA検査の結果として、板橋区は以下のとおり結論を導いていた。

「今回のDNA調査により、ホタル生態環境館のゲンジボタルは、西日本地方のDNAを持ったホタルであることが判明した。これまで元飼育担当職員は、平成元年にゲンジボタルの卵を福島県大熊町から採取し、平成2年の夏に羽化を成功させて以来、毎年累代飼育を重ねてきたと報告してきた。また、この累代飼育技術は、板橋区のみの技術であると区内外に発表してきた。

しかし、今回のDNA調査により、DNA型がグループI(東北・北関東)に属するゲンジボタルが見られないことから、累代飼育は、継続されていなかったことが考えられる。」(乙2, 35頁~)

当然であるが、この報告は検体となるホタルが原告の飼育していたホタルを対象としていることを前提にしているものである。

しかし、板橋区は自らこれに反する事実を認めてきたのである。

2 結論

以上より、板橋区は、乖離報告書における DNA 鑑定の前提となる検体が外部から持ち込まれていることを認めてしまっているのであるから、結果として DNA 鑑定とそれに基づく上記乖離報告書の結論の信憑性を根底から否定してしまったのである。

原告の準備書面(8)での DNA に関する主張は、この板橋区の書面によって根拠づけられたということができる。

以上